

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

2021年2月26日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

代表取締役社長 服部 剛

1. 入札内容

- (1) 入札件名等 第7次輸出入・港湾関連情報処理システム（第7次NACCS）の構築等 一式
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間等 入札説明書による。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）の国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 本公告日から入札日までの期間に、国等から入札参加停止を受けていない者（経理部長が特に認める者を含む。）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) その他、詳細については入札説明書による。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目3番1号 浜離宮ザタワー事務所棟6階

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

経理部経理第2課 担当：里村 電話：03-6732-6124

- (2) 入札説明書等の交付方法

本公告の日から上記3.(1)の交付場所にて「機密保持に関する誓約書（様式第9号）」を提出した者に対して交付する。

ただし、交付を希望する際は必ず事前に電話の上、来社日時の調整を行うものとする。

- (3) 証明書等の提出期限及び提出方法

- ① 提出期限 2021年5月10日(月)17時00分
- ② 提出方法 上記3.(1)に持参又は郵送すること。
※ 郵送の場合、期限日時までに3.(1)に必着のこと。

(4) 入札書の提出期限及び提出方法

- ① 提出期限 2021年6月2日(水)17時00分
- ② 提出方法 上記3.(1)に持参又は郵送すること。
※ 郵送の場合、期限日時までに3.(1)に必着のこと。

(5) 開札の日時及び場所

- ① 日時 2021年6月3日(木)14時00分
- ② 場所 〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目3番1号 浜離宮ザタワー事務所棟5階
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 第2会議室

4. その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した総合評価のために必要な書類を、2021年5月10日(月)17時00分までに提出しなければならない。入札者は、入札書の提出期限までの間において、当社から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札説明書において提示する条件に違反した入札書。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

- ① 総合評価落札方式とする。
- ② 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社契約事務取扱規程第12条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札説明書で定める性能等の要求要件のうち必須とされた最低限の項目を全て満たしている提案を行った入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次に有利な入札を行った者を落札者とする可能性がある。

(7) 入札書の記入方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 手続きにおける交渉の有無

無

(9) その他詳細は入札説明書による。

5. Summary

(1) Contracting entity: Tsuyoki Hattori, President, Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System, Inc.

(2) Nature and quantity of the services to be required: Development of the 7th grade Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System, 1set.

(3) Fulfillment period and place: Refer to the tender documentation.

(4) Qualifications for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, Minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ Have Grade A on “offer of services etc.” in the Kanto-Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in tenders by the Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021.

④ Have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency. (including person specially qualified by accounting manager)

⑤ An eligible person is a person whose business condition and credit are deemed not to be a sever degradation, and who is sure to implement the contract.

⑥ The others: As in the tender documentation.

(5) Time-limit for proposals : 17:00, 10 May, 2021

(6) Time-limit for tender: 17:00, 2 June, 2021 (tenders submitted by mail: 17:00, 2 June, 2021)

(7) Contact point for the notice: Satomura, second accounting division, Accounting Dept, Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System, Inc. Hamarikyū The Tower Office Building 6th floor, 1-3-1, Hamamatsucho, Minato-ku, Tokyo, 105-0013, Japan TEL 03-6732-6124

(様式第9号)

年 月 日
(誓約書提出日)

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
代表取締役社長 服部 剛 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

* 組織の代表者ではない場合につきましては委任状をあわせて提出願います。

機密保持に関する誓約書

_____ (以下「当社」という) は、「第7次輸出入・港湾関連情報処理システム (第7次 NACCS) の構築等 一式」の調達にかかる入札参加 (以下「本件業務」という。) にあたり、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 (以下「センター」という。) から提供されるセンター提供資料について、以下に定める条項を遵守することを誓約いたします。

記

(機密情報の内容)

- 第1条 本誓約でいう「機密情報」とは、次の各号に定めるものを除き、当社がセンターより提供を受ける本件業務に関わる全ての資料、文書、その他の関連情報であって、文書、口頭又は物品であるかを問わず、センターより開示を受けた一切のデータ及び情報をいう。
- ① 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後、当社の責によらずして公知となったもの
 - ② 正当な第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - ③ 開示の時点ですでに保有しているもの
 - ④ 開示された情報によらずして、独自に開発又は作成したもの
 - ⑤ センターが公表することを承諾したもの

(機密保持の使用及び保持)

- 第2条 当社は、本件業務を検討する目的以外に、機密情報を使用しないことに同意いたします。
- 2 当社は、機密情報を厳格に保持するものとし、次の各号に定める場合を除き、機密情報を第三者に開示、漏洩しまたは公開いたしません。
- ① 本件業務を行なうにあたり、その業務遂行上、必要な情報を第三者に提供すること。
 - ② 本件業務に関与する役職員に対して、本件業務を検討させるために必要な範囲で機密

情報を開示し、使用させる場合

- ③ 弁護士、会計士、税理士、格付機関又はこれらに準ずる者に対して、本件業務を検討させるために必要な範囲で機密情報を開示し、使用させる場合
- ④ 法令又は法令に基づく行政機関の処分により、行政機関又はその指定する者に対して開示する場合
- ⑤ 訴訟その他の裁判手続において、裁判所の決定又は命令により、裁判所又はその指定する者に対して開示する場合
- ⑥ センターが開示に事前の書面をもって同意した場合

3 前項第1号又は第2号又は第3号に基づいて第三者に機密情報を開示し、使用させる場合、当社は、当該第三者が本件業務を検討する目的以外の目的で機密情報を使用しないよう必要な措置を講じるとともに、当該第三者が本契約の定めに従って機密情報を厳格に保持するよう必要な措置を講じるものとします。また、前項第4号または第5号に基づき開示を行う際には機密情報の機密性を守るための法令上可能な措置がとられるよう努力するものとし、第5号に基づいて第三者に機密情報を開示する場合、当社は、当該第三者が機密情報の機密性を保持するよう必要な措置を講じるものとします。

(複写及び転記)

第3条 当社は、センターが提供した機密情報につき、本件業務を検討するために必要な場合を除き、コピー・写真・マイクロフィルム・USB等の媒体に、一切複製、複写、又は記録しないことに同意いたします。

(機密情報の返還、破棄)

第4条 当社は、センターから請求があった場合、センターから提供・開示された機密情報が記録された文書、フロッピー・ディスク等の媒体に化体された電磁的記録データ（以下「文書等」という。）又は前条に基づき機密情報が複写若しくは転記された文書等を、速やかに貴社に返還又は破棄いたします。

(損害賠償)

第5条 当社がその責めに帰すべき事由により本誓約の各条項に違反したことによりセンターが損害を被った場合、当社は損害を賠償する義務を負うものとします。

(有効期間)

第6条 本誓約書の有効期間は、本誓約をした日から2年間とします。但し、前条に定める損害賠償義務は、当該有効期間経過後もなお存続するものとします。

(裁判管轄)

第7条 この誓約書に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(補 則)

第8条 この誓約書に定める事項に関して疑義が生じたとき又はこの誓約に定めのない事項については、当社及びセンターで協議して定めるものとします。

以上